

(第1 - 2 関係)

補足資料6 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の分類表

<b>DNA型鑑定</b>	<b>130 件</b>
<b>犯罪捜査目的</b>	<b>101 件</b>
Ⅰ 犯人を特定し、検挙するための鑑定	72 件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定	38 件
① 鑑定結果を送致しているもの	21 件
② 鑑定結果を送致していないもの	17 件
2 捜査中の事件に関する鑑定	25 件
3 時効が成立している事件に関する鑑定	9 件
① 鑑定結果を送致しているもの	3 件
② 鑑定結果を送致していないもの	6 件
Ⅱ 被害者のDNA型を確認するための鑑定 (※ 鑑定結果は送致している)	1 件
Ⅲ 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定	28 件
1 事件性を判断するためのもの	21 件
2 身元の確認を行うためのもの	7 件
<b>犯罪捜査目的以外</b>	<b>29 件</b>
Ⅳ 死体の身元を確認するための鑑定	19 件
Ⅴ 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定	10 件

(注) 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

○ 特別監察において確認された不適切な取扱いについて【補足】

特別監察において確認した不適切な取扱い一覧のうち、「特別監察による確認結果：不適切類型」の欄には、「(第1-2関係)補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細」に記載した20種類の番号をそれぞれ類型として記載している。

また、このうち、[3]、[4]、[5]については、以下の具体的に確認された不適切な取扱いに応じた記号を付している。

[3]【ワークシートの不適切な記載】

ワークシートに事実と異なる記載が確認された部分

- (a) 鑑定を開始した日
- (b) 外観検査を実施した日
- (c) 予備検査を実施した日
- (d) DNA抽出を実施した日
- (e) 定量を実施した日
- (f) 電気泳動を実施した日
- (g) 鑑定資料の切り出し箇所

[4]【定量日時等の不適切な変更】

作成された定量結果資料において行われていた不適切な行為

- (a) 定量日時を変更
- (b) コントロールの定量結果の数値を変更
- (c) 定量データのファイル名を変更

[5]【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

解析結果資料の作成に当たり、不適切であった電気泳動データ

- (a) 陽性コントロールの電気泳動データ
- (b) 陰性コントロールの電気泳動データ
- (c) 抽出コントロールの電気泳動データ
- (d) アレリックラダーの電気泳動データ

**A 【1-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：21件）】**

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金在中の箱を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				[3] (a,b,c,d)		③
2	業務上過失致死事件	被疑者は、業務上の過失により、被害者に傷害を負わせ、死亡させたものである。			目撃者供述、自供	被害者親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
3						被害者親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,c,d)		③
4	準強制性交等事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し性交を行ったものである。	○		SNS、防犯カメラ、被疑者携帯捜査、被害者供述	被害現場の寝具を拭ったガーゼ片【5点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-④ [7]-⑩	・うち3点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
5	福岡県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、公共交通機関の車内において、被害者の身体を撫でるなどしたものである。	○		車内カメラ、参考人供述、自供	公共交通機関の車内座面から採取した微物【2点】 被害者の着衣から採取した微物【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (f)	・公共交通機関の車内座面のうち、1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
6	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、会社事務所に侵入し、事務所内の物品を窃取したものである。			盗品捜査、防犯カメラ、指紋、自供	事務所内の物品を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○		[3] (f) [5] (b)		③
7	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			参考人供述、自供	現場の血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (d) [5] (b,c) [7]-⑤		⑤
8	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。			SNS、被害者供述	被害部位を拭ったティッシュ	なし（紛失）	○	○			[2] [3] (a,b,c,f) [5] (a,b,d)		②
9	ストーカー規制法違反事件	被疑者は、ベランダ等にごみ等を投棄したものである。	○		防犯カメラ、被害者供述	現場に遺留されたごみ等を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[3] (f)	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
10	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利目的で大麻草を栽培したものである。			捜索差押、警察官の目撃、自供	捜索差押現場における血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[1] [3] (a,b)		①
11	不同意性交等事件	被疑者は、被害者が16歳未満であることを知りながら、同人と性交したものである。			被害者供述、目撃者供述、自供	被害者の身体を拭った綿棒【2点】	あり	○	※（注3）	○	○	[6]-1		⑥-1
12	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を包丁で複数回切り付けるなどしたが、切創の傷害を負わせたにとどまったものである。	○		犯行現場において逮捕、目撃者供述	包丁を拭った綿棒【3点】及びガーゼ片【1点】 現場を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,f) [5] (a,b,d) [7]-⑩	・うち3点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
13			○			被疑者の着衣を拭った綿棒【2点】	あり	○	○	○	○	○	[3] (f) [5] (b) [7]-③	
14	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定、犯行現場において逮捕	斑痕ようのものが付着したティッシュ【3点】	あり	○	○			[3] (a,b,f)		③
15	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【6点】 リキッドタンクを拭ったガーゼ片【4点】 喫煙器具を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b)	・チャック付きポリ袋のうち2点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
16			○			リュックサックから採取した微物【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,f) [5] (a,b)		③
17	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。	○		防犯カメラ、被害者供述、自供	被害品に付着した微物	あり	○	○	○	○	[3] (a,b) [5] (a,b,c)		⑤
18	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		防犯カメラ、被疑者携帯捜査、参考人供述	リキッドタンクを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,f) [5] (a,b)		③
19	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		ドライブレコーダー	喫煙器具を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,f) [5] (a,b)		③
20	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○		本件犯行時に併せて窃取した被害品を所持、自供	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[4] (b) [5] (c)		④
21	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。	○		防犯カメラ、被害者供述	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,b) [5] (a,d)		③

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 本来の鑑定資料を使用した検査データが確認されなかったもの

(注3) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

**A 【1-1 ② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：17件）】**

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真的有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、商品を窃取したものである。			遺留品からの聞き込み、自供	現場に遺留された衣類から採取した微物	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [4] (a) [7]-②		③
2	器物損壊事件	被疑者は、窓ガラスを破壊したものである。			自供	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,c,d)		③
3	器物損壊事件	被疑者は、被害者管理にかかる建造物の一部を損壊させたものである。	○		防犯カメラ、車両照会、参考人供述、自供	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,d)	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
4	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			自供	現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片【16点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,c,d) [7]-④		③
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、倉庫内に侵入し、物品を窃取したものである。			自供	被害品を拭ったガーゼ片【6点】	あり	○	○			[6]-4 [7]-⑩		⑥-4
6	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。			防犯カメラ	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[4] (a) [5] (a)		④
7	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。			自供	現場に設置されたライトを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[1] [3] (a,b)		①
8	窃盗事件	被疑者は、商店において、商品を窃取したものである。			防犯カメラ、自供	被害品を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○		[5] (c)		⑤
9	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。			足跡、自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (f) [5] (a)		③
10	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。	○		指紋、防犯カメラ、自供	さい銭箱から採取した微物	あり	○	○	○		[3] (a,b,f)		③
11	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、被疑者の尿の鑑定	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b) [5] (a)		③
12	窃盗事件	被疑者は、資材置き場から、物品を窃取したものである。			自供	現場に遺留された手袋から採取した微物【2点】	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c) [7]-②		③
13	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利の目的で、大麻を所持したものである。			捜索差押、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【6点】	あり	○	○	○		[3] (a,b)		⑥-1
14	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	被疑車両から捨てられたタバコの吸い殻【4点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,f) [4] (a) [5] (b) [7]-①	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
15	窃盗事件	被疑者は、自動車内から、金品を窃取したものである。			職務質問時に被害品所持、自供	被害車両に遺留されたブロックを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[1] [3] (a,b)		①
16	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。			防犯カメラ、車両捜査、捜索差押、自供	被害品から採取した微物【2点】	あり	○	○	○	○	※（注3）		⑥-1
17	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、下着を窃取したものである。	○		ドライブレコーダー、足跡、犯行直前現場付近の警察官の目撃、被害者供述	被害品から採取した微物	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,b,c) [5] (c)		③

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 本来の鑑定資料を使用した検査データが確認されなかったもの

（注3） 特別監察において、不適切な取扱いが確認されなかったもの

A 【1-2 捜査中の事件に関する鑑定（25件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真的有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、会社事務所に侵入し、物品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[4] (a)		④
2	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。	○	現場に遺留されたガム	あり	○	○	○	○	[6]-2	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑥-2
3	非現住建造物等放火事件	被疑者は、建物の手すりや床等を焼損させたものである。		現場付近に遺留されたタバコの吸い殻【11点】	あり	○	※（注2）	○	○	[3] (a,b) [6]-1	・再鑑定において、鑑定資料のうち1点から参考人のDNA型を検出	⑥-1
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1]		①
5	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (c,f) [5] (a) [7]-⑧		③
6	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1] [3] (a,b)		①
7	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		自動車に刺さったネジを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1] [3] (a,b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	①
8	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (f) [5] (a)		③
9	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		現場に干されていた衣類から採取した微物【2点】 洗濯ばさみを拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d)	・再鑑定において、衣類から採取した微物のうち1点から複数人のDNAが混合したDNA型を検出	⑥-1
10	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された唾液ようのものを拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (f)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	③
11	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1]		①
12	窃盗事件	被疑者は、農作物を窃取したものである。		被害品を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[3] (g) [6]-3		⑥-3
13	器物損壊事件	被疑者は、ドア等に尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		現場に遺留された尿ようのもの	あり	○	○	○	○	[3] (c) [4] (a)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑥-1
14	邸宅侵入事件	被疑者は、邸宅内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c)		③
15	窃盗事件	被疑者は、被害者所有の物品を窃取したものである。	○	被害品付近に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,f) [5] (a,c)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	③
16	器物損壊事件	被疑者は、飲食店の容器に口を付けて使用不能にさせたものである。	○	被害品を拭ったガーゼ片	なし（紛失）	○	○	※（注4）		[2] [5] (a)		②
17	器物損壊事件	被疑者は、ドアに尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		現場に遺留された尿ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (c) [4] (a) [7]-②	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	④
18	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物品を窃取したものである。		現場の棚を拭ったガーゼ片	なし（紛失）	○	○	※（注4）		[2] [3] (a,b)		②
19	窃盗事件	被疑者は、ロッカーから、現金を窃取したものである。		ロッカーの錠を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1] [3] (a,b)		①
20	詐欺事件	被疑者は、代金を支払わずに店舗のサービスを受けたものである。	○	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○		[5] (a,b,d)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑤

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
21	住居侵入事件	被疑者は、被害者が管理する敷地内に侵入したものである。		敷地内の網戸を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,f)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	③
22	器物損壊事件	被疑者は、屋外に設置された工作物を破壊したものである。	○	現場付近に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	なし（紛失）	○	○	※（注4）		[2] [5] (a)		②
23	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、ドアに無色透明の液体ようなものをかけたものである。	○	現場に遺留された唾液ようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[5] (a)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑤
24	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,f) [4] (a) [5] (a) [7]-⑩	・箸からDNA型（混合含む）を検出	③
25	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。		被害者の着衣を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	※（注3）	○		[1]	・被疑者はDNA型鑑定以外の捜査で判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	①

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

（注3） 本来の鑑定資料を使用した検査データが確認されなかったもの

（注4） 再鑑定を行っているが、残余資料については、実際は対象職員が異なる資料を残余資料のように装っていたもの

（注5） 番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

A 【1-3①】 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：3件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、船内の備品を窃取したものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,d) [7]-⑩		③
2	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。		現場に遺留された尿ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c)	・DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されている ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30,31）	③
3	強盗致傷事件	被疑者は、被害者のバッグを強取し、被害者を負傷させたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物【5点】	あり	○	○	○	○	[3] (f) [5] (a,b,d)		③

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

**A 【1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：6件）】**

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [4] (a) [7]-②		③
2	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)		③
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[6]-4 [7]-⑩		⑥-4
4	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	※（注3）	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[6]-4 [7]-⑩	・鑑定資料から被害者のDNA型を検出	⑥-4
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、店舗内に侵入し、現金等が入っている備品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片【1点】 遺留された備品の一部を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)		③
6	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。		現場に遺留された尿ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c)	・DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されている ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30,31）	③

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

（注3） 第1回中間報告における捜査書類等の確認からは、対象職員による鑑定によりDNA型が検出されていることが確認されなかったが、「対象職員によるDNA型鑑定の実施状況」の確認の結果、DNA型が検出されたことを示すデータが鑑定機器に保存されていた

A 【II 被害者のDNA型を確認するための鑑定（1件）】

※ 鑑定結果は送致している。

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	【参考】 佐賀県警察によ る不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	不適切類型	
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a)	⑤

A 【Ⅲ-1 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：21件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真的有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	○							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	発見者が、倒れている死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査、顔貌確認	事件性なし	現場付近にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり		○			[3] (f)		③
2	発見者が、川に沈む死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査、防犯カメラ	事件性なし	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり		○			[3] (f) [4] (a) [5] (a,b,d)		③
3		○			事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (f)		③
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取り	事件性なし	死体の指を拭ったガーゼ片【8点】	あり	○	○			[3] (f) [4] (a) [5] (a,b,d) [7]-① [7]-③ [7]-④ [7]-⑥	・うち3点から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	③
5	発見者が、屋外において、倒れている死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり		○	○		[3] (f) [5] (a)		③
6		○				現場に遺留された瓶を拭ったガーゼ片	あり		○				[3] (f) [5] (a,d)	
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、指紋、遺書	事件性なし	死亡者方にあった食器を拭ったガーゼ片【1点】 死亡者方にあった薬品の容器を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-④		③
8		○			事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d)		⑤
9	発見者が、首を吊っている死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、薬毒物検査	事件性なし	発見現場から採取した微物【3点】 発見現場にあったペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】 発見現場にあった食器を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[5] (a,d) [7]-④	・発見現場から採取した微物1点、食器1点から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	⑤
10	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
11						死亡者方の冷蔵庫を拭ったガーゼ片【2点】	あり		○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)	
12	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
13		○				死体から採取した血液	あり		○	○			[3] (f)	
14	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			[5] (a)	・うち1点から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	⑤
15		○				死体から採取した爪	あり		○	○			[5] (a)	
16	発見者が、死亡者方の敷地内において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場付近に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】 現場付近に遺留された瓶を拭ったガーゼ片【1点】 現場付近に遺留された殺虫剤を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[5] (a,b,d)	・瓶から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	⑤
17	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[3] (f)		③
18		○				死亡者方にあった空き缶を拭ったガーゼ片	あり		○	○			[3] (f)	
19	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			[4] (a) [5] (a)		④
20	警察官が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場に遺留されたナイフを拭った綿棒	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,d)		③
21		○				現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒	あり		○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,d)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

A 【III-2 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（身元の確認を行うためのもの：7件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】 佐賀県警察によ る不適切類型
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの									再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの			
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)		⑤
2							推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
3	発見者が、首を吊っている死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)		⑤
4							推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
5	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[7]-④		⑤
6	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
7		○					死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a,b,c,d)		⑤

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

A 【IV 死体の身元を確認するための鑑定（19件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (a,b,d)		⑤
2		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,d)		⑤
3	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
5		○		死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)		⑤
6	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		③
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[3] (g) [5] (a,b,c)		③
8		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c)		③
9	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
10		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
11	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[4] (a) [7]-③		⑤
12		○		死亡者方から採取したタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○			[4] (a)		⑤
13		○		死亡者方から採取した髭片	あり	○	○			[4] (a)		⑤
14	死亡者の同居人が、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
15	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
16		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c)		⑤
17	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-⑦		③
18	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○	○	○	[4] (b) [7]-③		④
19		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[4] (b)		④

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

A 【V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（10件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	行方不明事案	○	手配中	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d)		⑤
2		○		行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,d)		③
3		○		行方不明者の毛髪	あり	○	○			[5] (d)		⑤
4	行方不明事案	○	行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,d)		③
5		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (a,b,c)		⑤
6	行方不明事案	○	行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,d)		③
7		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (b)		⑤
8		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (b)		⑤
9		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (b)		⑤
10	行方不明事案	○	発見	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,d)		⑤

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの